



講演会のお知らせだよ!!

健康食品は食べ物ですが、その広告には一部誇大な表現などもあり、つい試してみたくなるものです。しかし、本当に効果があるのか、時にはアレルギー症状や過剰摂取による健康被害も報告されています。

健康食品について、正しく理解していただくために講演会を開催します。

日時 平成29年11月11日(土) 13:30~15:45
場所 長崎県建設総合会館8階(長崎市魚の町3-33)
長崎市公会堂前電停から徒歩3分

1. 活動報告 「食の大切さに取り組んで」

生活協同組合ララコープ
生活協同組合グリーンコープ



2. 寸劇 「サプリで目がよくなる!? やせる!?!」

NPO法人消費者被害防止ネットながさき



3. 講演 「信じていいの? その健康食品」

独立行政法人 国立健康・栄養研究所 情報センター
健康食品情報研究室 千葉 剛氏

【参加費】無料

【申込方法等】電話又はFAXで11月2日(木)までに、下記までお申込ください。

【問合せ・申込先】長崎県消費生活センター(担当:嶋口、渡辺)

電話:095-823-2781 FAX:095-823-1477

【主催】NPO法人消費者被害防止ネットながさき、消費生活相談員の会・長崎

【共催】長崎県

【後援】長崎市



この情報は県消費生活センターの
ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

ながさき消費生活館 検索



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

編集/発行

長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活部 食品安全・消費生活課)
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階
TEL.095-824-0999 FAX.095-823-1477

消費生活の相談は



消費者ホットライン

局番なし ☎188

最寄りの相談窓口につながります

長崎県 sapo之助つうしん 暮らしの情報

2017
秋冬号
11月~2月



●トピックス(1~2) ●トラブル事例(3) ●お知らせ(4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポート(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。



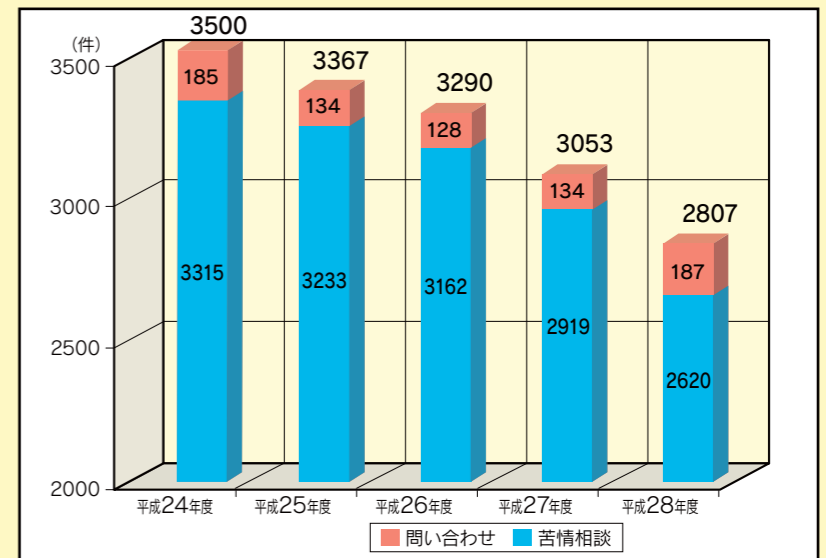
平成28年度長崎県消費生活センター苦情・相談の概要

- ・相談受付件数は**2,807件**、前年度に比べ**8.1%減少**
- ・「**デジタルコンテンツ**」がはじめて全ての年代で相談件数1位に
- ・商品では12年連続して「**健康食品**」が、役務では9年連続して「**デジタルコンテンツ**」が相談件数1位
- ・**60歳代以上**の相談件数が、4年連続して全体の4割を超える

受付件数の推移

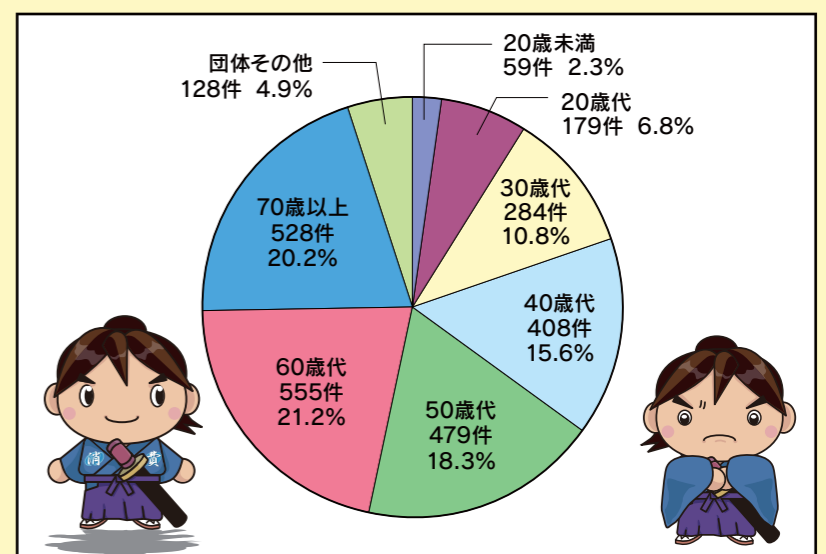
平成28年度に県消費生活センターが受け付けた相談件数は2,807件(苦情・相談2,620件、問い合わせ187件)で、前年度に比べ246件、8.1%の減でした。

ながさき消費生活館



年代別相談件数

相談件数を年代別に見ると「40歳代」と「50歳代」が増加し、他の年代は減少しています。年代が高くなるほど相談件数は多くなり、60歳代の相談件数が最多となっています。60歳代以上の相談は4年連続して全体の4割以上を占めています。



年代別上位の商品・役務(サービス)

全体で見ると、「デジタルコンテンツ」(携帯電話・パソコン等からインターネットを通じて得られる情報)関連が、初めて全ての年代で1位を占めました。上位4位までが役務(サービス)に係る相談となっています。



年代	1位	2位	3位	4位	5位
20歳未満	デジタルコンテンツ 31	テレビ放送サービス 5	健康食品 4	化粧品 3	不動産賃借 2
20歳代	デジタルコンテンツ 31	フリーローンサラ金 20	不動産賃借 13	モバイルデータ通信 12	エステティック 9
30歳代	デジタルコンテンツ 68	不動産賃借 27	フリーローンサラ金 21	健康食品 10	インターネット接続回線四輪自動車 8
40歳代	デジタルコンテンツ 108	フリーローンサラ金 32	健康食品 19	不動産賃借 17	インターネット接続回線 13
50歳代	デジタルコンテンツ 120	インターネット接続回線 29	フリーローンサラ金 29	不動産賃借 14	工事・建築 14
60歳代	デジタルコンテンツ 127	インターネット接続回線 28	フリーローンサラ金 25	工事・建築 15	健康食品 14
70歳以上	デジタルコンテンツ 37	健康食品 32	インターネット接続回線 26	フリーローンサラ金 25	不動産賃借 16
全体	デジタルコンテンツ 528	フリーローンサラ金 157	インターネット接続回線 114	不動産賃借 103	健康食品 98

被害救済額

(県消費生活センターで被害を救済できた金額)

平成28年度の相談のうち、クーリング・オフや特定商取引法・消費者契約法等を活用した助言や斡旋により455件について、1億1,099万円を救済することができました。

県内市町における苦情相談

市町の消費生活センターへの相談件数は、8,342件で、前年度に比べ3.7%、319件の減少となっています。県と市町を合わせた相談件数は11,149件でした。

詳しくは、ながさき消費生活館「平成28年度相談統計」をご覧ください。
<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

「sapo之助」と仲間たち



悪質商法は許さない!!

架空の訴訟のハガキにご注意!



相談事例

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが民事訴訟管理センターというところから届いた。ある会社から訴状が提出され、連絡しなければ原告の主張どおり、給料や財産の差押えなど強制執行されると書いてある。

ハガキに記載してある相談窓口で電話すると、「公共放送や定期購入の化粧品代の不払いはないか」「弁護士を紹介する」などと言われ、恐くなって電話を切ったが不安だ。(70歳代男性)



アドバイス

今年度に入って架空の訴訟のハガキに関する相談が増えています。ハガキには事例のような連絡内容とともに「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」の名称などが記載されていますが、記載された住所にこの

ような機関は存在しません。裁判所の機関と思わせて信用させ、「訴訟」といって不安にさせて、ハガキを受け取った人に連絡させる。連絡してきたら脅してお金を騙し取ろうとする手口です。

身に覚えのない請求等があったら相手に連絡してはいけません。裁判所が訴訟の連絡をする際は「特別送達」という封書で、確実に対象者が受け取ったことが確認できるかたちで送付されます。ハガキだけでなく、インターネットのメールによる架空の契約の請求もますます増加していますので、ご注意ください。

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(き)255 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談につきましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年7月20日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
 東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
 取り下げ等のお問合せ窓口 03-6384-0000
 受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

【架空請求のハガキ】



多重債務 返済ができない!



相談事例

銀行やカード会社、サラ金に500万円の借金している。この2年ほど収入が減ったため生活費の補填や冠婚葬祭なども続いて金額が大きくなった。現在の収入では返済できない。どうすればいいか。(40代、男性)



アドバイス

ローンやクレジットなど借金の支払いが困難になった場合に最も注意しなければいけないのは、自分だけで何とかしようとして状況を悪化させることです。返済のために借金を繰り返す、クレジット枠の現金化やクレジットで購入した金券を換金するなど不正な行為に走る、「ヤミ金」に手を出して自宅や職場にひっきりなしに取り立ての電話がかかる、中には精神的に追い詰められて自殺にまで至るケースもあります。

借金問題は必ず解決することができます。借金問題で困ったら、弁護士などの専門家や法テラスなどの専門機関、消費生活センター(短縮電話番号「188」)などの公的機関に相談しましょう。代表的な債務整理の方法には「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」がありますが、どの手続きが適しているかはケースごとに異なりますので、弁護士などによく相談してください。

